

# 令和5年分 年末調整チェックシート

以下、□枠内の必要な箇所に✓し、提出枚数を記入の上、各申告書と添付書類を揃えて、  
月 日までにご提出をお願いします。

令和 5 年 分	<p><b>① 給与所得者の扶養控除等申告書</b> <span style="color: red;">【全員提出要 □令和5年分 □令和6年分】</span></p> <p>1. 本年中に<b>家族(控除対象扶養親族等)</b>の異動があったことなどにより訂正が必要な場合は、<b>適宜訂正</b>の上、提出してください。</p> <p>2. 以下の該当者は、添付する書類の□に✓を付し、【__枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。</p> <p>予定を含め<b>1年以上海外</b>に住む扶養親族(その者に係る扶養控除・障害者控除の適用を受ける場合)がいる方</p> <p>□ 親族関係書類(既提出分を除く)【__枚】            □ 留学ビザ等書類※1(既提出分を除く)【__枚】            □ 送金関係書類【__枚】            □ 38万円送金書類※2【__枚】</p> <p>以下の場合、添付する書類の□に✓を付し、【__枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。</p> <p>予定を含め<b>1年以上海外</b>に住む扶養親族(その者に係る扶養控除・障害者控除の適用を受ける場合)等がいる方</p> <p>□ 親族関係書類【__枚】            □ 留学ビザ等書類※1【__枚】            □ 送金関係書類【__枚】            □ 38万円送金書類【__枚】</p> <p>※1 その扶養親族が30歳以上70歳未満で、留学生の場合            ※2 その扶養親族が30歳以上70歳未満で、令和5年中にあなたから38万円以上の支払がある場合(裏面※5参照)            ※3 令和6年分の年末調整時に必要となります</p>
令和 6 年 分	<p><b>② 給与所得者の保険料控除申告書</b> <span style="color: red;">【いずれか✓→【□提出要 □提出不要】】</span></p> <p>以下のいずれかを支払った方は、添付する書類の□に✓を付し、【__枚】に提出枚数を記入の上、適宜記入した申告書とともに提出してください。</p> <p>生命保険料又は地震保険料を支払った方</p> <p>□ 生命保険料控除証明書【__枚】            □ 地震保険料控除証明書【__枚】</p> <p>あなた個人で①～③いずれかを直接支払った方※</p> <p>①国民年金の保険料、国民年金基金の掛金 → □ 社会保険料控除証明書【__枚】            国民年金の2年前納で[毎年に申告する]を選択した場合、[申告する年]が令和5年を添付</p> <p>②国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料など</p> <p>③中小機構と契約した共済掛金、iDeCoの掛金など → □ 小規模企業共済等掛金払込証明書【__枚】</p> <p>※給与天引き分は除きます</p>

社員コード\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書	<p><b>③-イ 給与所得者の基礎控除申告書</b> <span style="color: red;">【いずれか✓→【□提出要 □提出不要】】</span></p> <p>合計所得金額の見積額が2,500万円以下の方は、適宜記入して提出してください。</p>
給与所得者の配偶者控除等申告書	<p><b>③-ロ 給与所得者の配偶者控除等申告書</b> <span style="color: red;">【いずれか✓→【□提出要 □提出不要】】</span></p> <p>1. 合計所得金額の見積額が、以下の①②いずれにも該当する場合は、適宜記入して提出してください。</p> <p>① あなたの合計所得金額…1,000万円以下(給与のみ→年収1,195万円以下※3)            ※3 所得金額調整控除適用者は1,210万円以下</p> <p>② 配偶者の合計所得金額…133万円以下(給与のみ→年収201.6万円未満)</p> <p>2. 以下の該当者は、添付する書類の□に✓を付し、【__枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。</p> <p>予定を含め<b>1年以上海外</b>に住む配偶者(その者に係る配偶者控除等の適用をする場合)がいる方</p> <p>□ 親族関係書類※4【__枚】            □ 送金関係書類【__枚】</p> <p>※4 「給与所得者の扶養控除等申告書」で既に提出している場合は不要</p>
所得金額調整控除申告書	<p><b>③-ハ ◆ 所得金額調整控除申告書</b> <span style="color: red;">【いずれか✓→【□提出要 □提出不要】】</span></p> <p>以下の該当者は、適宜記入して提出してください。</p> <p>年収850万円超で、右のいずれかに該当する方</p> <p>①あなたが特別障害者に該当する            ②年齢23歳未満の扶養親族を有する            ③同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する</p>
その他	<p><b>●その他</b> <span style="color: red;">【いずれか✓→【□該当 □非該当】】</span></p> <p>以下の該当者は、添付する書類の□に✓を付し、【__枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。</p> <p>住宅ローン控除適用者(2年目以降)</p> <p>□ 住宅借入金等特別控除申告書【__枚】            (税務署から当初届いたもののうち令和5年分又は平成35年分)</p> <p>□ 年末借入金残高証明書【__枚】            (毎年金融機関から送付されるもの)</p> <p>今年からここで働き始めた方</p> <p>□ 給与所得の源泉徴収票(本年分のみ)【__枚】            (他の給与支払者から交付を受けたもの)</p>

提出前に、【全員提出要】や【提出要】の申告書、✓した添付書類に準備忘れないか、ご確認ください。

## 令和5年分 年末調整 添付書類 貼付欄

社員コード\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

添付書類は、こちらに貼付して提出してください。

例.

- ✓ 前職の給与所得の源泉徴収票
- ✓ 親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類<sup>※5</sup>
- ✓ 生命保険料控除証明書
- ✓ 地震保険料控除証明書
- ✓ 社会保険料控除証明書
- ✓ 小規模企業共済等掛金払込証明書 等

※5「38万円送金書類」とは、  
「送金関係書類」のうち、あなたからその扶養親族に、本年中に  
生活費又は教育費に充てるために支払った金額の合計額が  
38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

貼付前に、ご確認ください。

源泉徴収票や証明書に記載された年は「令和5年」「2023年」になっていますか？

→“令和4年”“2022年”など、本年ではない書類は適用できません。記載されている年をご確認ください。

証明書に係る保険料などを支払った人は、申告者(あなた)ご自身ですか？

→負担者が申告者(あなた)自身でなければ、控除を受けることはできません。

[主な用語]

- 扶養親族…所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が48万円以下の人
- 控除対象扶養親族…扶養親族のうち
  - (1)日本に住所がある(または、現在まで引き続き1年以上日本に住んでいる)16歳以上の人
  - (2)海外に1年以上住んでいて(予定を含む)
    - ①16歳以上30歳未満の人
    - ②70歳以上の人
    - ③30歳以上70歳未満の人で、次のいずれかに該当する人
      - イ) 留学生
      - ロ) 障害者
      - ハ)その年に生活費又は教育費としてあなたから38万円以上の送金を受けた人
- 同一生計配偶者…所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が48万円以下の人

令和5年分 紙与所得者の扶養控除等（異動）申告書

## 令和5年分 紙面申告用 給与所得者の保険料控除申告書

## 令和6年分 紙与所得者の扶養控除等（異動）申告書

## 令和5年分 紙面申告用 給与所得者の基礎控除申告書 兼 紙面申告用 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

◆所得金額調整控除申告書◆あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年度末調整における所定金額調整済の適用による場合は、(要)「該当する項目に赤枠を付ける。」とありますので「扶養親族等」及び「特別障害者」欄にその該当する番号について記載してください(該当者が複数入る場合は、以下の記載例のように複数回記載する)。

○ 「扶養親族等」欄に該当する項目に赤枠を付ける場合は、(要)「該当する項目に赤枠を付ける。」とありますので「扶養親族等」欄にその該当する番号について記載してください(該当者が複数入る場合は、以下の記載例のように複数回記載する)。

○ 年度末調整における所定金額調整済の除外による場合は(扶養親族等が計算します)での、この欄に該当する番号を記載する欄はあります。